

問合せ先

たなべ営業室移住定住推進係 担当玉置

内線：2115

電話：0739（33）7714（直通）

令和8年10月1日

田辺市たなべ営業室

室長 大久保 将之

田辺市地域おこし協力隊員（令和9年度採用）の募集について

標記について、域への貢献性・公益性が高く地域と連携して取り組む、地域おこし協力隊活用事業に地域おこし協力隊員を派遣するため、下記のとおり隊員の募集を行いますので、報道方よりしくお願いいたします。

【募集概要】

1. 田辺市地域おこし協力隊を派遣する事業

活用事業名	事業内容	派遣先団体名
輝け三川 地域再生プロジェクト	人口減少や高齢化、空き家・耕作放棄地の増加などの課題を抱える三川地域の再生と活性化を目的とした事業です。ワイン用ブドウ栽培やワイン醸造、耕作放棄地の活用、地域特産品の復活、空き家活用などを通じて地域の魅力を高め、交流人口・関係人口の創出や移住・定住の促進に取り組む。	輝け三川
うつほの杜学園を核としたまちづくりと教育移住者・関係人口創出事業	田辺市中辺路町に、新たに発足したまちづくりに関する協議体・寄合会を中心に、教育移住者・関係人口創出を狙った事業を展開し、関係者（地域住民、移住者、うつほの杜学園、地元事業者、視察企業・団体等）を巻き込みながら、世界遺産・熊野古道における地域振興を目指す。	一般社団法人熊野グローバルビレッジ

2. 募集人数

田辺市地域おこし協力隊員 2 名 ※各事業 1 名ずつ

3. 応募期間

令和8年10月1日（木）から令和8年11月30日（月）17時（必着）まで

4. 応募方法

指定の応募用紙に必要事項を記入の上、郵送または持参してください。

（1）提出書類

- ア 田辺市地域おこし協力隊応募用紙（田辺市ホームページからダウンロードできます。）
- イ 住民票の写し（原本・発行日が受付開始日以降のもの）
- ウ 普通自動車運転免許証のコピー（表・裏）

(2) 提出方法

(1) のア～ウの書類を以下の提出先に郵送または持参してください。

【提出先】 田辺市企画部たなべ営業室 地域おこし協力隊担当 宛て
〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号

5. 選考方法

(1) 一次選考〔書類選考〕

資格要件（住民登録地の確認）、書類内容を本市で審査し、書類選考結果を令和8年12月11日（金）までに応募者全員に通知します。

(2) 二次選考〔面談（団体とのマッチング）〕

選考日：令和8年12月23日（水）（予定） ※詳細は、一次選考合格者にご案内します。

選考会場：田辺市役所

その他詳細は、田辺市地域おこし協力隊募集ホームページをご覧ください。

<https://www.city.tanabe.lg.jp/soshiki/kikaku/2/4/10/7708.html>

令和 8 年度田辺市地域おこし協力隊募集要項

〔令和 9 年度採用〕

1 地域おこし協力隊制度について

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材（都市住民）を隊員として委嘱するもので、一定期間以上地域に居住して、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図り、地域力の維持・強化を図ることを目的とした国の制度です。

2 今回募集する隊員の活動内容

（１）次の事業に地域おこし協力隊を派遣し、地域協力活動を行います。

ア 輝け三川 地域再生プロジェクト

事業内容	人口減少や高齢化、空き家・耕作放棄地の増加などの課題を抱える三川地域の再生と活性化を目的とした事業です。ワイン用ブドウ栽培やワイン醸造、耕作放棄地の活用、地域特産品の復活、空き家活用などを通じて地域の魅力を高め、交流人口・関係人口の創出や移住・定住の促進に取り組む。
派遣先団体	輝け三川（三川地域の再生・活性化を図るため地域の区長や有志が主体となり、農業体験や交流拠点整備を通じて地域の活性化と関係人口の創出を目指す地域団体）
活動内容	ワイン用ブドウの栽培、ワイン醸造体験事業の運営支援 干し芋復活プロジェクトや農産物、花木などの栽培・収穫・加工・販売支援 耕作放棄地の活用・美化活動 SNS等を活用した情報発信、村民証管理 など
活動地域	三川地域

イ うつほの杜学園を核としたまちづくりと教育移住者・関係人口創出事業

事業内容	田辺市中辺路町に、新たに発足したまちづくりに関する協議体・寄合会（熊野グローカルビレッジ）をベースに、教育移住者・関係人口創出を狙った事業を展開し、関係者（地域住民、移住者、うつほの杜学園、地元事業者、視察企業・団体等）を巻き込みながら、世界遺産・熊野古道における地域振興を目指す。
派遣先団体	一般社団法人うつほの杜コモンズ（うつほの杜学園小学校への教育移住者の受入れや移住促進、関係人口の創出を通じて、子どもを中心に大人がつながる、100年先を見据えた地域づくりを進める団体）
活動内容	各関係者（地域住民、移住者、うつほの杜学園、地元事業者、行政機関、視察企業・団体等）のニーズ把握とマッチング業務 移住者に対する移住定住支援 移住者と地域住民の交流イベントの企画・運営 関係人口創出に関する事業の企画運営 など
活動地域	中辺路地域

（２）その他、地域内イベント、地域行事への参画・補助等の地域行事活動を行っていただきます。

3 募集人数

田辺市地域おこし協力隊 隊員 2 名 ※各事業 1 名ずつ

4 応募資格

次のすべての項目に該当する方を対象とします。

- (1) 3 大都市圏をはじめとする都市地域等から生活拠点を田辺市内へ移し、住民票を田辺市内に異動することができる方
 - ※ 3 大都市圏をはじめとする都市地域…条件不利地域（過疎法、山村振興法、離島振興法等の指定地域）以外の地域に住んでいる方が対象
 - ※ ご自身の住民登録地について、該当するかどうか不明な場合はお問い合わせください。
- (2) 地域の活性化に深い知識と熱意を有し、積極的に活動できる方
- (3) 心身ともに健康で、地域になじむ意思を有し、地域住民と協力しながら誠実に活動を遂行できる方
- (4) 普通自動車運転免許を有し、実際に運転ができる方（日常生活を送る上で自動車が必要です。持込みされることを強くお勧めします。）
- (5) パソコン（メール送受信、Excel、Word など）の一般的な操作ができる方
- (6) 活動期間終了後に田辺市において起業又は就業し、本市にとどまる意思のある方
- (7) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (8) 活動に際して、市の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方

5 任用形態及び活動期間

- (1) 田辺市の会計年度任用職員として任用します。
- (2) 任用期間は令和 9 年 4 月 1 日以降の任用した日から同一年度の年度末までです。
 - ア 任用の開始時期は、派遣先団体及び任用内定者と協議の上決定します。
 - イ 任用期間は、活動実績等を踏まえて年度毎に更新し最長 3 年間まで延長する場合がありますが、期間の延長については、市で判断させていただきます。隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

6 活動（勤務）時間・休日

- (1) 派遣先団体と調整の上、週 5 日（週 35 時間）での活動となります。
 - ※ 休日は、派遣先の団体によって曜日が異なります。
 - ※ 休日に出勤した場合は振替対応を原則とします。

(2) 活動時間

輝け三川：8時00分から16時00分まで（休憩1時間を含む）

※イベント等により休日勤務あり

一般社団法人うつほの杜 commons：9時00分から17時00分まで（休憩1時間あり）

※イベント等による休日勤務あり

※活動時間以外で業務に支障がなければ、兼業が可能です。

- (3) 休暇は、「田辺市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に基づき取得することができます。ただし、産前産後又は育児のために地域協力活動を中断する期間は最長1年間です。

7 報酬

月額192,500円

※報酬から社会保険料等を控除します。

※期末手当・勤勉手当は市の規定により支給します。

※時間外手当、退職手当等の各種手当の支給はありません。

※報酬は、令和9年度予算成立が前提となりますので、今後、内容等に変更が生じる場合があります。

8 待遇及び福利厚生

- (1) 市で健康保険・厚生年金・雇用保険の社会保険に加入します。
- (2) 着任地域での住居については、派遣先団体にて用意します。家賃は予算の範囲内で市が負担します。ただし、賃貸借契約に係る仲介手数料（家賃の1か月分）は個人の負担となります。派遣先団体が用意している住居以外での居住を希望される場合は、個人で住居を探していただくことになります。
- (3) 着任準備に要する経費（引越し費用、生活備品等）、光熱水費などの生活に係る経費、自治会費等は個人の負担となります。
- (4) 研修参加に伴う参加費及び旅費並びに活動用車両及び燃料費等で隊員としての活動に必要な経費は報酬とは別に市の予算の範囲内で、派遣先団体と調整の上、対応します。

9 応募方法

指定の応募用紙に必要事項を記入の上、郵送または持参してください。なお、提出された書類は返却しません。

- (1) 受付期間 令和8年10月1日（木）から令和8年11月30日（月）17時まで（必着）

(2) 提出書類

ア 田辺市地域おこし協力隊応募用紙

イ 住民票の写し（原本・受付開始日以降のもの）

ウ 普通自動車運転免許証のコピー（表・裏）

(3) 提出方法

- (2) のア～ウの書類を以下の提出先に郵送または持参してください。

【提出先】〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号

田辺市企画部たなべ営業室 地域おこし協力隊担当 宛て

10 選考方法

(1) 一次選考〔書類選考〕

資格要件（住民登録地の確認）、書類内容を本市で審査し、書類選考結果を令和8年12月11日（金）までに応募者全員に通知します。

※応募者多数の場合は一次選考において、書類審査により、二次選考受験者を選定させていただきます。

(2) 二次選考〔面談（地域とのマッチング）〕

一次選考合格者を対象に、派遣先団体との面談（地域とのマッチング）、行政担当者による説明などを行います。なお、全ての派遣先団体と面談していただくことが可能です。

＜選考日＞令和8年12月23日（水）（予定）

＜会 場＞田辺市役所（和歌山県田辺市東山一丁目5番1号）

※二次選考のために必要な交通費等は個人の負担となります。

※詳細については、一次選考合格者にご案内します。

(3) 二次選考（最終選考）結果の報告

最終結果報告は、最終面接受験者に通知します。

任用内定後、派遣先団体との顔合わせや住居の確認などを経て、令和8年4月1日以降の着任となります。

※着任時期については、派遣先団体及び任用内定者との協議により、令和9年3月末までの間で調整させていただくことが可能です。

11 その他

(1) 応募のために必要な費用（郵送料等）は個人の負担となります。

(2) 募集要項、田辺市地域おこし協力隊応募用紙の様式などの情報は、田辺市ホームページからダウンロードできます。

12 問い合わせ先

○本事業の全般に関すること

田辺市企画部たなべ営業室 地域おこし協力隊担当 平中、玉置 〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 Tel：0739-33-7714（室直通）／ Fax：0739-22-5310（代表） E-mail：tanabe.eigyoushou@city.tanabe.lg.jp
--

※土日祝日及び開庁時間（8:30～17:15）外のお問い合わせは、メールまたはFAXにてお受けします。

※活動地域の下見等を希望される方はご相談ください。